

後天性免疫不全症候群について

(1) 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）」の改正について

我が国においては、主な欧米諸国と比較すると感染者の絶対数は低いものの、この5年間、HIV感染者・エイズ患者の増加傾向が続いており、平成17年には新規報告数が、昨年に引き続き合計1,000件を突破し、過去最高となっている。

また、平成18年8月22日に開催されたエイズ動向委員会の発表によると、平成18年第2四半期のHIV感染者・エイズ患者報告数の合計は四半期ごとの報告数として過去最高で、まさに予断を許さない憂慮すべき状況となっている。

このような状況の中、「エイズ予防指針」の改正を行い、本年4月1日からエイズ予防のための総合的な施策の推進を基本的に地方公共団体（特に都道府県）が中心となって、国、医療機関及び患者団体を含む非営利組織又は非政府組織（NGO等）とが共に連携して、人権や社会的背景に配慮しつつ地域の実情を踏まえながら、感染の予防及びまん延の防止のための重点的かつ計画的なエイズ対策を推進していくこととしたところである。

ア 発生動向の特徴と「エイズ予防指針」改正の柱

(ア) 発生動向の特徴について

- ① 新規感染者の増加率が上昇を続けている。
- ② HIV感染は、地方大都市においても拡大の傾向が見られ、20～30代の占める割合が高い。
- ③ エイズ患者・HIV感染者ともに性的接触によるものがほとんどで、特に男性の同性間性的接触が増加している。

(イ) 「エイズ予防指針」改正の柱

発生動向の特徴を踏まえたエイズ予防指針の改正の3本柱は以下のとおりである。

① 疾病概念の変化を踏まえた施策の展開

「不治の特別な病」から「コントロール可能な一般的な病」へと変化しつつあるため、国及び地方公共団体においては、疾患特性の変化を踏まえた施策の再構築を行い、展開していくことが重要である。

② 国と地方公共団体との役割分担の明確化

感染の予防及びまん延の防止を更に強力に進めていくためには、互いの比較優位性を十分に踏まえた上で地方公共団体（特に都道府県）が中心となってエイズ対策を実施していくことが必要である。地方公共団体は、保健所等における検査・相談体制の充実、医療提供体制の確保及び普及啓発の実施を図り、国は、地方公共団体が適切に対応できるよう、先導的立場の下に必要な技術的支援を強化する。

③ 施策の重点化、計画化

エイズ予防指針に掲げられている各種施策分野のうち、とりわけ予防及びまん延防止の対策に係る施策を中心に、地域の実情に応じて具体的な目標等を記載し、重点的かつ計画的に取り組むことが望ましい。

イ 具体的な対策等について

エイズ予防指針においては、「原因の究明（指針第一）」から「施策の評価及び関係機関との新たな連携（指針第八）」までの各種施策によりエイズ対策を推進することとしているが、特に今後5年間は、

- 普及啓発及び教育（指針第七）
- 検査・相談体制の充実（指針第二）
- 医療提供体制の再構築（指針第三）

について、人権に配慮しつつ重点的に取り組み、特に以下の点に留意いただきたい。

(ア) 普及啓発及び教育について

地方公共団体においては、一般的な普及啓発を行いつつ、近年の発生動向を踏まえ、個別施策層の中でも特に、青少年や同性愛者に対する普及啓発を実施されたい。

なお、実施にあたっては、行動変容を起こしやすくするような社会的環境を醸成していくことが必要であり、厚生労働省が文部科学省と連携して取り組んでいる「青少年エイズ対策事業」や同性愛者に対する普及啓発の拠点を確保する「コミュニティセンター事業」を活用または参考とされたい。

また、平成18年3月に「地方自治体における青少年エイズ対策／教育ガイドライン」「男性同性間のHIV感染対策に関するガイドライン」「医療相談員のための外国籍HIV陽性者療養支援ハンドブック」「地方自治体のエイズ啓発プログラムのためのガイドライン」等のガイドラインを作成したところであり、活用願いたい。

また、個別施策層に対する普及啓発を効果的に実施するために、NGO等との連携強化を図られたい。

なお、財団法人エイズ予防財団がNGO等との連携支援の核として、人材育成、活動支援等を行うとともに、NGO等の活動状況について地方公共団体に情報提供することとしているので御了知願いたい。

国においては、HIV・エイズに係る情報や正しい知識を提供する一般的な普及啓発を行うこととし、政府広報、各種イベント、エイズ予防情報ネット (<http://api-net.jfap.or.jp>)、ポスターコンクールに加え、平成17年度から開始した公共広告機構と連携した多角的な普及啓発活動を更に拡大する予定である。

(イ) 検査・相談体制の充実について

診断時には既にエイズを発症している事例が30%を占めていることから、各地方公共団体においては、早期発見・早期治療につながるよう、利便性の高い検

査・相談体制（迅速検査、夜間検査、休日検査）の確保に努めるようお願いする。

H I V抗体検査については、平成16年10月29日健疾発第1029003号「保健所におけるエイズストップ作戦関連事業の実施について」の改廃について（H I V抗体検査に係る迅速な検査方法の導入推進）及び同第1029004号「エイズ治療拠点病院におけるH I V抗体検査の実施について」の改廃について（H I V抗体検査に係る迅速な検査方法の導入推進）により実施されているところであるが、利便性の高い検査・相談体制の実施状況を着目すると、平成17年の前回調査と比べて実施している地方公共団体の数は若干増加しているものの、未だ、一部にとどまっていることから、未実施の地方公共団体におかれては、地域の実状に応じて早急な対応をお願いする。

また、計画的な検査・相談を進めていくため、年間検査計画を策定の上、実施されるようお願いする。

当検査・相談体制の整備については、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業の補助対象（保健事業費等国庫負担（補助）金「特定感染症検査等事業」）となっていることを申し添える。

なお、平成16年度からより検査を受けやすい体制を整備するため、大都市において「利便性の高い場所」と「時間帯」に配慮した検査・相談室の設置をモデル事業として行っているが、来年度もこの事業を引き続き図っていく予定であることを申し添える。

さらに、平成18年度から二つの新たな取り組みを行ったところである。一つは、国や地方公共団体が行う検査・相談体制の充実を図る取組を強化、国民のH I V・エイズに対する関心を喚起するきっかけとなるよう「H I V検査普及週間」を創設し、前年度比検査実績1.9倍、相談実績1.5倍と成果が得られたところである。今後も、世界エイズデーと併せて積極的に参加いただきたい。

二つめは、検査・相談に関する情報をリアルタイムに発信するため、エイズ予防情報ネット（<http://api-net.jfap.or.jp>）に掲載されている検査・相談の案内情報を大きく見直したところであり、今後も、情報の提供及び更新についてご協力をお願いする。

(ウ) 医療提供体制の再構築について

H I V感染者・エイズ患者報告数の増加にもかかわらず、地方ブロック拠点病院とエイズ治療拠点病院間に診療の質の格差等が存在するため、一部医療機関に患者が集中している。そのため、各都道府県ごとにエイズ治療拠点病院の中から原則として1箇所中核拠点病院を選定するとともに、それを契機として地域における発生動向に即し、都道府県内のH I V・エイズ医療体制の再構築を重点的かつ計画的に進められたい。

また、患者等に対する歯科診療の確保について、地域の実情に応じて各種拠点病院と診療に協力する歯科診療所との連携を進められたい。

さらに、個別施策層の良質かつ適切な医療を受けられることは、感染の拡大の抑制にも重要であり、各種拠点病院等において検査やH I V治療に関する相談の

機会を図るとともに、特に外国人に対する医療への対応にあたっては通訳等の確保による多言語での対応の充実を図られたい。

なお、中核拠点病院の整備及び選定等については、「エイズ治療の中核拠点病院の整備について」（平成18年3月31日健発第0331001号健康局長通知）、「エイズ治療の中核拠点病院の選定等について」（平成18年3月31日健疾発第0331002号疾病対策課長通知）にてお知らせしたところである。

【参考】

○「エイズ治療の中核拠点病院の整備について」

1 中核拠点病院の機能

中核拠点病院は、平成5年通知により拠点病院に求められる機能を含め、以下の機能を有す。

なお、(1)については要件を具備することが必要であるが、当面、実情に応じた取り扱いをして差し支えなく、今後、患者数の動向等を踏まえながら体制整備に取り組まれたい。

(1) 高度なH I V診療の実施

- ① H I V診療に十分な経験を有する医師を確保するとともに、外来における総合的なH I V診療が可能となる体制や、関係職種からなるチーム医療体制の整備が図られること
- ② H I V感染者に対する入院医療が可能となる体制を整備すること
- ③ 全科による診療体制を確保すること
- ④ カウンセリングを提供できる体制を整備すること

(2) 必要な施設・設備の整備

- ① 患者のプライバシーを守ることが可能な外来診療室を設置すること
- ② 病状に応じて、個室への収容が可能であること
- ③ 院内感染防止に関する必要な備品を整備すること
- ④ その他H I V診療に必要な機器を整備すること

(3) 拠点病院に対する研修事業及び医療情報の提供

都道府県内の拠点病院の医療従事者等に対する各種研修を実施し、エイズ診療にあたる人材の育成を図ること。

また、各都道府県内の拠点病院やH I V診療・ケアに関する情報を拠点病院の医療従事者に対して提供すること。

(4) 拠点病院等との連携の実施

中核拠点病院は、拠点病院等との連携を進めるため、連絡協議会を設置し、必要な連携調整を図ること。なお、連絡協議会の構成については、一般医療機関や歯科医療機関との連携が図られるよう委員の選任に配慮すること。

2 都道府県の役割

- (1) 中核拠点病院の選定にあたっては、地域のH I V感染の発生動向に留意しつつ、現行のH I V医療体制を評価した上で、単に中核拠点病院の選定

にとどまらず、都道府県内において良質かつ適切なH I V医療を提供する観点から検討を進められたい。

- (2) 都道府県は、適切な医療機関の連携を図るため、中核拠点病院が設置する連絡協議会の運営に積極的に関与されたい。
- (3) 中核拠点病院や拠点病院の診療の質の向上を図るため、都道府県は、毎年度、研修計画を策定し、その実施にあたって全部又は一部を中核拠点病院に委託されたい。
- (4) 都道府県は、患者等に対する歯科診療を確保するため、地域の実情に応じて、診療に協力する歯科診療所との連携を進められたい。そのため、都道府県歯科医師会と連携しながら、研修会等を通じ、H I V・エイズに対する正しい知識と感染防止対策の周知徹底等を図っていくことが求められる。

3 中核拠点病院の選定について

中核拠点病院の選定にあたっては、地域の実情を勘案しつつ、エイズ対策推進協議会等を活用し、都道府県医師会、ブロック拠点病院関係者や患者等の意見を踏まえつつ、選定にあたることが望ましい。

○「エイズ治療の中核拠点病院の選定等について」

1 中核拠点病院の選定について

中核拠点病院を選定するにあたっては、平成9年5月27日健医感発第61号「エイズ治療の拠点病院の選定にかかる協議について」と同様、事前に当職あて協議されたい。

なお、協議については、遅くとも平成18年度中を目途に終わられるようお願いする。

2 国庫補助について

中核拠点病院については、エイズ治療拠点病院であるため、中核拠点病院が実施する各種研修会や連絡協議会の運営については、平成14年3月27日健発第0327013号「エイズ対策促進事業について」の適用を受け、中核拠点病院のエイズ専用外来診療室の整備等については平成6年6月23日健医発第746号「エイズ治療拠点病院整備事業について」の適用を受ける。

なお、当該事業については、中核拠点病院に対して、重点的に配分することとしていることを申し添える。

ウ その他

(ア) 「エイズ対策推進協議会」等の設置及び積極的な活用について

「「エイズ対策推進協議会」等の設置及び積極的な活用について（依頼）」（平成18年3月31日健疾発第0331003号疾病対策課長通知）にて通知したところであるが、地方公共団体で実施されているエイズ対策促進事業において、エイズ対策の推進を図る観点から、地域の実情を踏まえたエイズ対策の計画

・立案を行う「エイズ対策推進協議会」等の設置・運営をお願いしたところであり、未設置の地方公共団体においては、早期の設置をお願いしたい。

改正後のエイズ予防指針においては、基本的に地方公共団体を中心となって、エイズ対策の実施にあたることが求められている。このため、各地方公共団体においては、貴管内のエイズ対策が地域の関係団体との連携・協力により円滑に実施されるようエイズ対策推進協議会等の積極的な活用をお願いする。

なお、エイズ対策推進協議会の開催経費については、「エイズ対策促進事業」による補助の対象となっていることを申し添える。

(イ) 施策の評価について

従来、わが国におけるH I V感染者・エイズ患者の発生動向については、関東を中心として増加してきたが、平成12年以降は、地方の大都市においても感染者・患者が増加傾向を示しているところである。

このため、地方公共団体は、重点的・計画的に取り組むべき施策の目標等を設定し、効果を上げるよう、実施状況等の評価することとしている。評価の項目は、おって、通知等でお知らせする。

また、国においては、過去3年間の新規感染者・患者合計報告数平均の人口10万人に対する割合が全国平均(0.799)以上の都道府県及び当該都道府県内の政令指定都市並びに新規H I V感染者・エイズ患者の報告数が全国水準より著しく多い地方公共団体に対して重点的に助言を行うこととしており、6月26日に「第1回重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会」を行ったところであるが、今後も、連携方お願いする。

(2) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について

本事業については、平成元年より各都道府県において実施していただいているところであるが、事業の趣旨等を十分ご理解の上、引き続き適正かつ円滑な実施に取り組んでいただくようお願いする。

特に、申請等の事務手続においては、迅速・適切な対応をお願いする。